

産婦健診を県外で受診される方へ

県外で産婦健診を受診される場合、駒ヶ根市発行の受診券は使えません。
駒ヶ根市では県外で産婦健診を受けた場合、一旦その費用を負担していただき、後ほどお返しする償還払いの制度があります。
申請には以下の書類が必要です。

必要書類

- ① 産婦健康診査支援事業補助金交付申請書（兼実績報告書兼請求書）
※別紙記入例をご確認ください。
- ② 健診機関発行の診療明細のわかる領収書（領収書及び診療明細書）
- ③ 未使用の産婦健康診査受診票
- ④ 母子健康手帳の写し（産婦健康診査結果）

○最終の産婦健診日から1年以内に申請をしてください。



問合せ先・書類郵送先

〒399-4192

長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号

駒ヶ根市教育委員会 子ども課 母子保健係

直通電話 0265-96-7725

代表電話 0265-83-2111

内線 713・714